

「男女共同参画」といとなんだかとても難しいことのように感じていませんか？

実は全ての人に
関わる身近で大切なことなのです。

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会が「男女共同参画社会」です。

男女共同参画を実現するための5本の柱

家庭生活における活動とその他の活動の両立



国際的協調

政策等の立案及び決定への共同参画

男女がお互いに社会の対等なパートナーとして認め合う意識をもち、責任も成果も分かち合うことが基本です。

日常の中に「これって何かへん」と感じることはありませんか？

身近な男女共同参画を見直してみませんか？



※DV（ドメスティック・バイオレンス）
…パートナーからの虐待や暴力

私が区の役員!? 自信のなか〜、私でやっていけるやろうか。



みんなで協力して やってこうさ! やってみんないいよ。

男女の人権の尊重

社会における制度または慣行についての配慮

家庭にゆとり 地域・職場に活気

この機会に身近な男女共同参画を見直してみませんか？

6月23日(水)〜29日(火)は
「男女共同参画週間」です

男女共同参画週間

平成11年6月23日施行の「男女共同参画社会基本法」に対する理解を深めるために、平成13年度のキャッチフレーズ「話そう、働こう、育ちよう。いっしょに。」



問 政策部 男女参画課
☎ (23)9141 担当:元澤